

議案第126号

山陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

山陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、山陽小野田市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、14人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、現に在任する農業委員の任期満了の日（山陽小野田市農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

(山陽小野田市農業委員会の選挙による委員定数条例の廃止)

2 山陽小野田市農業委員会の選挙による委員定数条例（平成17年条例第24

号)は、廃止する。

(山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

3 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例(平成17年山陽小野田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 農地利用最適化推進委員

第3条第1項中「第10号」を「第11号」に改め、同条第2項中「第11号」を「第12号」に改める。

附則第5項中「及び第10号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)」を「、第10号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)及び第11号」に改める。

別表第1障害支援区分認定審査会委員(審査判定業務以外の業務の場合)の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額	33,000円
-------------	----	---------

別表第1備考1中「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条及び」を削り、「並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則」を「及び山陽小野田市住民投票条例施行規則」に改め、同表備考2中「、農業委員会等に関する法律第11条」を削る。

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正後	改正前
<p>（適用範囲）</p> <p>第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 農地利用最適化推進委員</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>（報酬の額）</p> <p>第3条 前条第1項第1号から<u>第11号</u>までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 前条第1項<u>第12号</u>に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円（特殊な勤務条件にある者にあつては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額）とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内の月額をもって定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>（非常勤職員の報酬の特例）</p> <p>5 第2条第1項第2号、第4号から第6号まで、第9号（審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。）<u>、第10号</u>（審</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>（報酬の額）</p> <p>第3条 前条第1項第1号から<u>第10号</u>までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 前条第1項<u>第11号</u>に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円（特殊な勤務条件にある者にあつては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額）とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内の月額をもって定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>（非常勤職員の報酬の特例）</p> <p>5 第2条第1項第2号、第4号から第6号まで、第9号（審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。）<u>及び第10号</u></p>

査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)及び第11号に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、第9号及び第10号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

6 (略)

別表第1 (第3条関係)

職名	区分	金額
(略)	(略)	(略)
障害支援区分認定審査会委員(審査判定業務以外の業務の場合)	日額 (日額)	18,380円 (5,300円)
農地利用最適化推進委員	月額	33,000円

備考

- 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文若しくは第48条の2第3項の規定により読み替えて準用する同法第40条第1項本文(法第85条第1項の規定により準用する場合及び山陽小野田市住民投票条例施行規則(平成18年山陽小野田市規

(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、第9号及び第10号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

6 (略)

別表第1 (第3条関係)

職名	区分	金額
(略)	(略)	(略)
障害支援区分認定審査会委員(審査判定業務以外の業務の場合)	日額 (日額)	18,380円 (5,300円)

備考

- 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文若しくは第48条の2第3項の規定により読み替えて準用する同法第40条第1項本文(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条及び法第85条第1項の規定により準用する場合

則第34号)第34条においてその例によることとされた場合を含む。)、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第51条第1項本文若しくは第60条第3項の規定により読み替えて準用する同法第51条第1項本文又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開くべき時刻から閉じるべき時刻まで(以下「投票所等開閉時間」という。)の間に従事した時間(以下「投票所等従事時間」という。)が投票所等開閉時間に満たない場合は、これらの者の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を投票所等開閉時間数で除して得た額に投票所等従事時間数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

- 2 指定病院等の不在者投票における外部立会人がその職務のために公職選挙法第270条第1項本文(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条及び法第85条第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則第34条においてその例によることとされた場合を含む。)又は日本国憲法の改正手続に関する法律第142条第1項本文に規定する届出等の時間の開始時刻から終了時刻まで(以下「届出等時間」という。)の間に従事した時間(以下「外部立会人従事時間」とい

並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則(平成18年山陽小野田市規則第34号)第34条においてその例によることとされた場合を含む。)、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第51条第1項本文若しくは第60条第3項の規定により読み替えて準用する同法第51条第1項本文又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開くべき時刻から閉じるべき時刻まで(以下「投票所等開閉時間」という。)の間に従事した時間(以下「投票所等従事時間」という。)が投票所等開閉時間に満たない場合は、これらの者の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を投票所等開閉時間数で除して得た額に投票所等従事時間数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

- 2 指定病院等の不在者投票における外部立会人がその職務のために公職選挙法第270条第1項本文(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条、農業委員会等に関する法律第11条及び法第85条第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則第34条においてその例によることとされた場合を含む。)又は日本国憲法の改正手続に関する法律第142条第1項本文に規定する届出等の時間の開始時刻から終了時刻まで(以下「届出等時間」という。)の間に従事した時間

う。)が届出等時間に満たない場合は、当該外部立会人の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を届出等時間数で除して得た額に外部立会人従事時間数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

(以下「外部立会人従事時間」という。)が届出等時間に満たない場合は、当該外部立会人の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を届出等時間数で除して得た額に外部立会人従事時間数を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。